

これが皆様にお渡しする調査票です。

(表 面)

(裏 面)

国勢調査がはじまります!!

すべての世帯へ9月下旬から調査員が伺います
(調査票をお配りします。)

こくぜい ちやうめん
国勢調査ってなあに?

国勢調査は、統計法という法律に基づき日本に住んでいるすべての人及び世帯に協力を義務付けている、国の最も重要な統計調査であり、国内の人口や世帯の実態を明らかにするために五年ごとに実施しています。その結果は、国・都道府県・市区町村において、福祉、雇用、防災、環境など我が国が直面する課題や、私たちの身近な地域の問題を考える基礎資料として利用されるほか、企業における商品・サービスの開発や需要予測、店舗の立地計画など、各方面で幅広く利用されています。

調査ってどういうことをするの?

基準日である10月1日に合わせ、9月下旬から調査員が世帯を訪問して調査票を配布します。各世帯の方はその調査票に記入し提出します。郵送用封筒も配布しますので、郵送による提出、調査員へ手渡し提出のいずれかを、ご都合に合わせて選ぶことができます。

調査票の内容は次の項目となっています

- ① 氏名及び男女の別
 - ② 世帯主との続柄
 - ③ 出生の年月
 - ④ 配偶者の有無
 - ⑤ 国籍
 - ⑥ 現在の場所に住んでいる期間
 - ⑦ 5年前にはどこに住んでいましたか
 - ⑧ 教育（在学・卒業の状況について等）
 - ⑨ 9/24～30までの一週間に仕事をしましたか
 - ⑩ 従業地又は通学地
 - ⑪ 従業地又は通学地までの利用交通手段
 - ⑫ 勤め先・業主などの名称及び事業の内容
 - ⑬ 勤め先・業主などの名称及び事業の内容
 - ⑭ 本人の仕事の内容
- 【世帯について】
- (1) 世帯員の数
 - (2) 住居の種類
 - (3) 住宅の建て方
 - (4) 住宅の床面積の合計（延べ面積）

調査員ってどんな人?

調査票を配布、回収する国勢調査員は、市町村長の推薦に基づいて総務大臣が任命する非常勤の国家公務員です。調査員は調査中、左写真にある「調査員証」を携帯しており、調査の際に提示します。



調査員は身分を証明するため国勢調査員証を身に着けています



国勢調査はすべての人及び世帯が対象です。



市役所全体で調査実施に向けて取り組みます。

